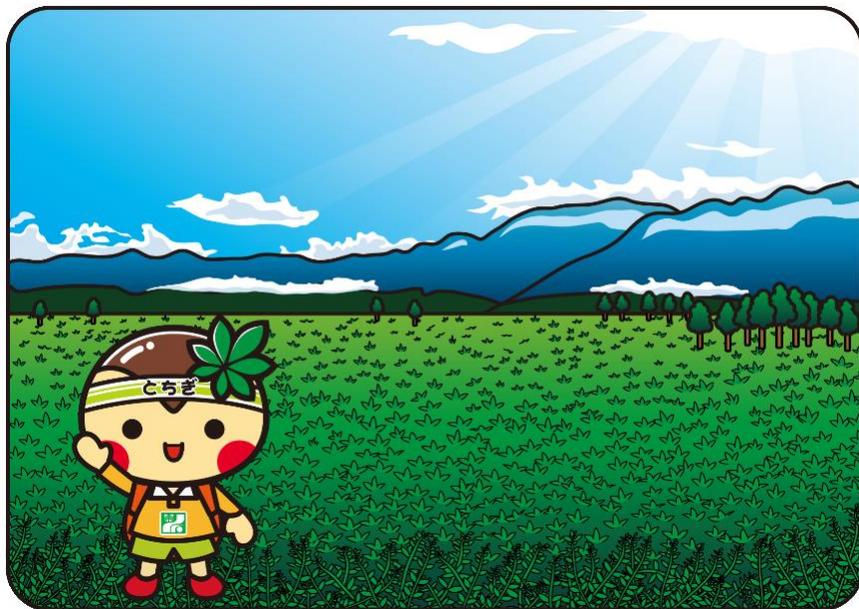


令和7(2025)年度

介護サービス事業者に対する集団説明会

〔通所介護〕



栃木県保健福祉部指導監査課

資料の構成

各ページごとに **事例** **指導・ポイント** **基準** の順に掲載しています。

※音声の説明は原則、事例及び指導・ポイントについて行います。基準は、必要に応じてご自身で確認してください。

※説明内容を示すページと事例等を掲載するページの2ページごとのセットになっております。なお、追加の資料等がある場合は3ページ以上になっている場合もあります。

人員に関する基準

1 生活相談員の配置

事例

- 生活相談員が不在（不足）の日がある。
- 生活相談員の配置はあるが、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数を含めていた。

指導・ポイント

- 生活相談員を基準数以上、配置すること。なお、提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝サービス提供時間数であることに留意すること。
- 常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を超えて勤務した時間数は勤務延時間数として算定できないので留意すること。

基準

【居宅基準省令第93条第1項第1号】，【居宅基準解釈通知第2の2(2)】

2 看護職員の配置

事例

- 看護職員が不在の日がある。
- 不在の時間帯において、提供時間帯を通じた事業所との連携体制を確保していなかった。

指導・ポイント

- 看護職員を基準数以上、配置すること。
- 不在の時間帯でも、提供時間帯を通じて事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制を確保すること。

基準

【居宅基準省令第93条第1項第2号】，【居宅基準解釈通知第3の六の1(1)⑥】

運営に関する基準

1 通所介護計画の作成

事例

- 通所介護計画（以下「計画」という。）が（変更）作成されておらず、当該計画について、当該利用者の同意を得ていなかった。
- 計画に従ったサービスのモニタリングを実施していない事例が見られた。

指導・ポイント

- サービスの提供開始前に計画を作成し、その内容等を利用者等に対して説明した上で同意を得、計画を利用者に交付すること。また、提供するサービス内容に変更が生じる場合も、ケアマネと調整した上で、計画の内容を変更し、当初計画と同様の説明・同意取得・交付をすること。
- それぞれの利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を把握し、利用者等に説明するとともに記録に残すこと。

2 心身の状況等の把握

事例

- 当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者が開催するサービス担当者会議に出席しているが記録がない。

指導・ポイント

- サービス担当者会議の記録を作成すること。
- 当該記録には、サービス担当者会議において把握した利用者の心身の状況、置かれている環境、他のサービスの利用状況等のほか、会議日時、参集者等の情報について記載すること。
(居宅介護（介護予防）支援事業者から会議録の写しを求めることでも差し支えない。)

基準

【居宅基準省令第105条において準用する第13条】

3 利用料の受領（その他の日常生活費）

事例

- 日常生活費及び教養娯楽費として、運営規程に対象品目を記載し、その費用の支払いを利用者から受けているが、対象品目にレクリエーションで全員が使用する文房具等が記載されていた。

指導・ポイント

- その他の日常生活費については、利用者に対して一律に提供し、画一的に徴収すべきものではないとされていることから、内容（対象品目）等を点検し、利用者又は家族の希望を確認した上で便宜の提供を行い、実費の支払いを受けること。

基準

【居宅基準省令第96条第3項】

【居宅基準解釈通知第3の六の3(1)②】

【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）】

4 勤務体制の確保等（職員研修）

事例

- 認知症介護基礎研修未受講の職員が見受けられた。

指導・ポイント

- 直接処遇職員のうち無資格者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

基準

【居宅基準省令第101条第3項】

【居宅基準解釈通知第3の2の3(6)③】

5 衛生管理等

事例

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。

指導・ポイント

- 上記委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 上記指針を整備すること。
- 上記研修及び訓練を定期的にそれぞれ実施すること。

基準

【居宅基準省令第104条第2項】 【居宅基準解釈通知第3の六の3(8)②】

6 非常災害対策（1 / 4）

事例

- 震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるための計画を作成していない。

指導・ポイント

- 非常災害対策計画（非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画）を策定すること。

基準

【居宅基準条例第5条第1項】

【介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)】

6 非常災害対策 (2 / 4)

事例

- 定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練が行われていない。
- 訓練を実施しているが、実施結果の記録がない。

指導・ポイント

- 策定した非常災害対策計画に基づき、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施すること。
- 訓練実施後は、その結果を検証し記録を残すこと。また、検証結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

基準

【居宅基準条例第5条第3項、第5項】

6 非常災害対策 (3 / 4)

事例

- 訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるための連携に必要な取組を行っていない。

指導・ポイント

- 地域住民に施設の構造や利用者等の実態を認識してもらい、災害時の協力体制を確保しておくため、訓練へ地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

基準

【居宅基準条例第5条第4項】

6 非常災害対策 (4 / 4)

事例

- 水防法に基づく洪水浸水想定区域内・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されているが、避難確保計画を作成していない。

指導・ポイント

- 要配慮者利用施設に指定されている場合は、水防法・土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成し、市町に提出するとともに、当該計画に基づく訓練を定期的（年1回以上）実施し、その結果を同市町へ報告すること。

基準

【水防法（昭和24年法律第193号）第15条の3】

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の2】

7 秘密保持等

事例

- サービス担当者会議等において、利用者家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者の代理人のみの立場から同意を得ていた。

指導・ポイント

- サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

基準

【居宅基準省令第105条において準用する第33条第3項】

介護報酬

1 個別機能訓練加算（1／3）

事例

- 理学療法士等の勤務実績のない日に加算を算定していた。
- 理学療法士等から直接、個別機能訓練（以下、その3まで「訓練」という。）の提供を受けたことが記録上確認できない。

指導・ポイント

- 算定要件上求められる理学療法士等の配置日に、理学療法士等から直接、訓練の提供を受けた者のみが加算対象であること。また、当該訓練に関する実施時間、実施者等が利用者毎に保管されること。

基準（2／3、3／3も同じ）

【居宅報酬留意事項通知第2の7(13)】

【リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（令和6年3月15日
老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号）】

1 個別機能訓練加算 (2 / 3)

事例

- 機能訓練指導員等が居宅を訪問せずに訓練計画を作成している。
- 機能訓練指導員等が3月に1回以上、居宅を訪問していない。

指導・ポイント

- 利用者の居宅を訪問し、居宅での利用者の状況を把握した上で、訓練計画の作成、見直しを行うこと。
- 利用者宅訪問時は、日時、訪問者、利用者の居宅での生活状況、利用者又は家族の意向等を記録に残すこと。
- 訓練開始後も、3月ごとに1回以上居宅を訪問し、利用者の生活状況の確認を行い、訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること。

1 個別機能訓練加算 (3 / 3)

事例

- 利用者毎に解決すべき課題が異なるのに、訓練項目等が一律である。
- 計画が、単なる身体機能の維持・向上のみを目的とするものになっている。
- 一度に大人数の利用者への対応となっており、5人程度以下の小集団での機能訓練ができていなかった。

指導・ポイント

- 計画について、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう、利用者毎の目標を踏まえ、心身の状況に応じた機能訓練の内容とすること。
- 適切なアセスメントを経て、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。
- 訓練の実施は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこと。

2 中重度ケア体制加算

事例

- 算定要件の①加配した看護職員又は介護職員の員数及び②前年度又は前3月における要介護3以上の者の割合を算出、確認せず、当該加算を算定していた。
- 提供時間帯を通じて専ら当該通所介護の提供に当たる看護職員（以下「専従看護職員」という）1名の勤務時間も延べ時間数に含め算定していた。

指導・ポイント

- 毎月、人員及び対象者の基準に該当するか算出し、要件を満たしていることを確認した上でその記録を残し、当該加算を算定すること。
- 加算の人員要件について、看護職員・介護職員の勤務延べ時間数を算出するにあたり、専従看護職員の勤務時間は加配の勤務延べ時間数に含めないこと。

基準

【大臣基準告示第15号】， 【居宅報酬留意事項通知第2の7(11)】

【平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日介護保険最新情報vol.454)問37】

3 入浴介助加算Ⅱ

事例

- 個別の入浴計画の作成にあたり、居宅訪問して浴室における利用者の動作及び浴室環境の評価を行っていない。

指導・ポイント

- 個別の入浴計画は、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士等が利用者の居宅を訪問し評価することが前提であり、事業所の機能訓練指導員等が当該訪問者と連携し、居宅の浴室の環境、利用者の身体の状態等を踏まえて作成すること。

基準

【大臣基準告示第14号の5 ㉑(2)、(3)】

【居宅報酬留意事項通知第2の7(10)イ②】

資料の確認報告のお願い

集団説明会の資料を確認された方は、確認報告をお願いします。

本動画掲載ページと同じページに、確認報告へのリンクを用意しておりますので、案内に従って入力をお願いします。

報告期限は、令和8年6月30日（火）となっています。

- ※ 資料の掲載は、報告期限後も一定期間継続しますのでご活用ください。
- ※ 確認報告につきましては、報告いただいたかを後日照会する場合がございます。